



水と山と織物の里

広 報

にしかつら



VOL. 209 1994,4

発行 西桂町役場 総務課 広報担当 TEL 0555-25-2121

保育所前の桜

・ 4 月 号 ・

予算と仕事

一般会計当初予算

16億7,047万8,000円

平成六年度

予算について

平成六年度予算が定例町議会で承認をいただきましたので、概要をお知らせいたします。

一般会計当初予算は、十六億七千四百七十八千円で前年度と比べて、約七・八%の増加となっております。

本年度予算は、景気の低迷が続いていることにより歳入は、より厳しい状況となっておりますが、住みよいまちづくりを目指し、新規事業についても積極的に実施すべく予算計上をいたしました。

内容については、桂コミュニティ整備事業として、総合福祉センター（健康管理センター・デイサービスセンター併設）の建設のための造成工事、憩の森建設工事、地区公民館（倉見）建設工事、継続事業を含む道路及び河川改修工事、消防小型動力ポンプ積載車購入（倉見、本町）等を予定しております。

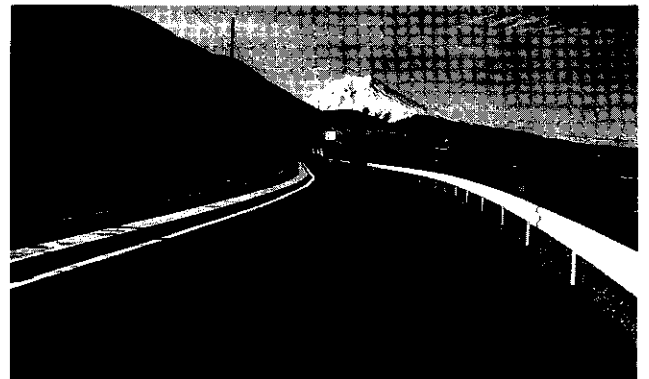
また、福祉関係では、第三子に対する「出産祝金制度」を、寝たきり老人等の介護に対する「慰労金制度」を新たに定め、福祉の充実へ向けての予算内容となっております。

長期総合計画の基本構想と予算の割り振り

＊明日を築く基盤づくり

（単位：千円）

道路新設改良工事	72,366
農道農水路工事	49,686
河川工事	90,912
町道維持費	50,670



＊活力に満ちた創意と工夫の産業振興

（単位：千円）

農業費	86,859
林業費	3,156
商工業振興費	3,461
商工会補助金	4,950
織物工業協同組合補助金	2,500
観光費	2,334



平成6年度



* 快適で安全な住みよい環境づくり

(単位：千円)

ごみ収集運搬処理費	40,432
し尿処理	16,972
ハエ・蚊一斉消毒	1,359
富士五湖広域行政事務組合消防費負担金	61,511
防災無線維持管理費	808
戸別受信機増設費	3,418
交通安全対策費	4,419

* 健康でやすぎのある福祉づくり

(単位：千円)

各種検診費	11,921
乳児検診、予防注射費	2,088
在宅当番医運営費	411
家庭奉仕員費	2,508
敬老年金	2,430
身体障害者福祉手当	5,220
老人ホーム措置費助成事業	4,840
福祉タクシー助成事業費	520
みんなで支える地域福祉費	3,585
老人保健事業	16,065
出生祝い金	900
寝たきり痴呆性老人介護慰労金	400



* 明るく創造性のある人づくり

(単位：千円)

学校教育費	108,626
社会教育費	5,682
史跡文化財調査保護費	5,836
町誌編さん費	9,680
社会体育費	15,009
青少年対策費	1,310
保育所費	80,801

* まちづくり計画と推進

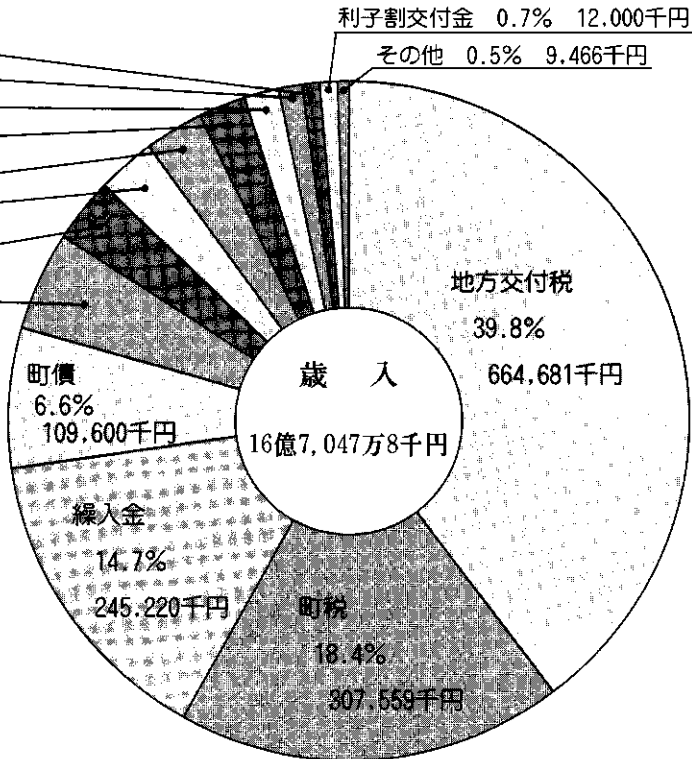
(単位：千円)

公園費	93,845
都市計画マスタープラン作成委託料	2,000
地区公民館建設事業費	24,334
広報費	4,253
地籍調査費	9,607
三ッ峠太鼓創作活動費	929
ふるさと夏祭り	3,500
三ッ峠歩け歩け運動	823

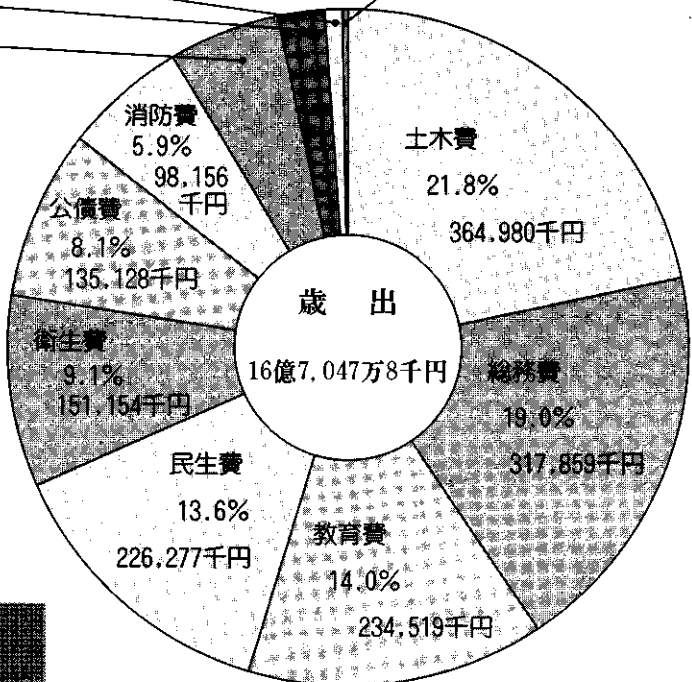


平成6年度一般会計当初予算款別構成図

財産収入	0.8%	13,673千円
繰越金	1.2%	20,000千円
地方譲与税	1.6%	27,000千円
諸収入	2.3%	37,983千円
分担金及び負担金	2.7%	45,557千円
県支出金	2.8%	46,173千円
使用料及び手数料	3.0%	50,020千円
国庫支出金	4.9%	81,546千円



商工費	0.8%	13,245千円
議会費	2.2%	37,141千円
農林水産費	5.4%	90,015千円
その他	0.1%	2,004千円



特別会計

国民健康保険
特別会計

2億7,457万4千円

簡易水道
特別会計

9,962万1千円

老人保健法
特別会計

2億5,003万2千円

三ツ峠グリーンセンター
事業特別会計

3,840万6千円

下水道
特別会計

3,429万8千円

税務だより

農業委員会だより



(農業委員会・農事組合により復田された休耕田)

野菜を作りたくても、農地が無い
手続きがめんどろだし、費用がかかるのでは
近所・友人達といっしょに農業したい
農地が遠いので交換したい
農地の使用料が高いのでは
借りたい
こんな時は……農地銀行へ
貸したい
勤め先が忙しくて農業に手が回らない
年をとったし後継ぎもいない
農地を貸したいが、返ってくるか心配だ
転作をやるにも技術や機械がない
農地が遠い。交換したい

農地銀行は安心して農地の貸し借りができ さらに耕作者には 町より補助金が交付される制度です

この制度は、約束の期限がくると離作料なしで必ず返ってくる新しい農地の貸し借りのシステムです。

また3年以上の小作契約を結ぶと10a(約1反)当たり3,000円(復田の場合、9,000円)を契約時に交付します。

この事業は、貸した農地が必ず貸し手に返ってくるという保障を与え、“安心して農地の貸し借りのできる”制度として仕組まれています。

また手続きも簡単ですし、補助金も交付されます。野菜等を作る場合は無料で農地を借りることもできます。稲作の場合、10a当たりの賃貸料は、17,500円が目安です。

(ご照会は産業係または地元の農業委員・農事組合長区長へ)

固定資産税の 第一期分の納期が 変わります

平成六年度は、固定資産税の評価替(見直し)の年度です。

地方税法の一部改正により第一期分の納期が本年度だけ四月から五月に変わりますのでお知らせします。

また、現在の土地課税は、地籍調査前の台帳面積(地籍調査により減少した場合は、減少面積)により課税しています。評価替に伴ない、新しい面積(地籍調査終了による台帳面積)により一斉課税いたします。

なお、在来分家屋(既に課税されている家屋)は、三〇%減税されます。

町 県 民 税

一年間限りの特例措置として、平成六年度の個人住民税について次の特別減税が実施されます。

- 一、特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する。
- 二、特別減税の額は、平成六年度の個人住民税所得割額の二十%相当額とする。ただし、二十%相当額が二十万円を超える場合は、二十万円を限度とする。
- 三、特別減税の実施方法は、次による。
イ 給与所得者に係る特別減税
特別徴収(会社等で納付)により納付する人
平成六年六月分及び七月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年八月から翌年五月までの十ヶ月間で徴収

する。
口 事業所得者等に係る特別減税
普通徴収(個人で納付)により納付する人
平成六年六月分(第一期)の納付において、特別税額を控除する。

平成六年度水田転作農家の 申請について

今年も転作農家の申請を受け付けています。水田に野菜等を栽培しますと国から補助金が交付されます。

(十アールあたり、九、〇〇〇円から一七、〇〇〇円の範囲で交付)

まだ申請手続きを済ませていない転作農家、新規に転作をされる水稲農家は役場産業係までお願いします。
(五月中旬まで)

平成六年度は次のように転作事業を行います。
①レンゲの転作農家はレンゲの種を農事組合を通じて、購入して下さい。
五月にレンゲの種の希望をとります。
十アールあたり二キログラムが目安です。

②自分で農地の耕作・管理が出来ない農家は農地銀行で農地を管理いたします。耕作希望者に農地を貸し出します。転作補助金は土地の所有者に入ります。
農地銀行が幹旋いたしますので離作の際のトラブルはありません。ただし保全管理の場合、一部負担金が必要となる場合があります。

③農地を保有しない方でも耕作できます。
④耕作希望者が農地を借りた場合、町より補助金が交付されます。ご一報を、振興課産業係 西桂町農業委員会
☎(25) 2121

土地取引の前に届出を

**一定面積以上の土地取引
には届出が必要です。**

- ・ 売 買
- ・ 共有持分の譲渡
- ・ 営業譲渡
- ・ 譲渡担保
- ・ 代物弁済
- ・ 交 換
- ・ 予約完結権、買戻権等の譲渡
- ・ 地上権、賃借権の設定、譲渡

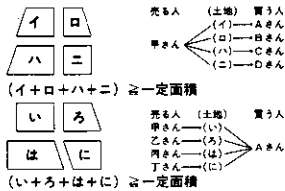
***これらの取引の予約である場合も届け出が必要です。**

届出の必要な土地

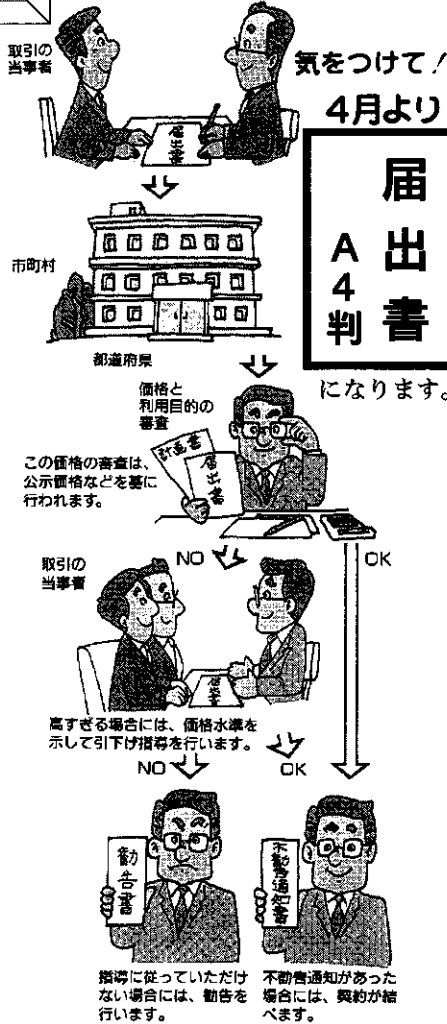
監視区域
都道府県等の規則で定める面積
以上

(お問い合わせ)
西桂町役場 企画課 ☎ 0555-25-2121

個々の取引面積は小さくても、合計していくと1,000㎡以上となる図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届け出が必要です。



契約を結ぶ6週間前までに市町村に届出。



値踏みの届出は
できません。



指導価格を値踏みする目的で、故意に高めの価格で届出をしたり、架空の買主等を記載して届出することは、虚偽の届出として罰則の対象となります。

地方自治体が価格指導の際に示すいわゆる指導価格は、著しく適正を欠かない価格であって、平均的な適正価格そのものではありません。

したがって、指導価格を国土法価格と称して、表示を行うことは、地方自治体の価格指導に対して誤認を与える不適当な行為ですので、注意してください。

ご存知ですか？

「土地基本法」

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.

Q1. 土地基本法て何？

「土地についての基本理念」や国・地方公共団体が土地対策を進めていくべき方向といったものを定めた土地についての憲法というべきものです。

Q2. 土地についての基本理念は何？

土地対策を進めていく大前提として、国民の共通の認識とするべき土地についての基本的な以下の4つの考え方を、土地基本法では「土地についての基本理念」として定めています。

- ①土地については公共の福祉が優先します。
②土地は適正に、計画に従って利用されなければなりません。

- ④土地の価値が道路・鉄道の整備や人口・産業の動向などによって増加する場合には、それによる利益に応じた適切な負担が求められるべきです。

Q3. どのような土地対策を進めているのですか？

政府は、①土地神話の打破②マイホームを持てるような適正な地価水準の実現③適正かつ計画的な土地利用の促進を基本にして、住宅・宅地供給の促進、土地利用の適正化、投機的土地取引の防止等の総合的な土地対策を着実に推進し、ゆとりと豊かさを実感できる生活大国の実現に努めます。

町誌編さんだより

町誌編さんのため、次の方々が専門委員として平成六年三月三十日就任されました。

原始・古代 奈良 泰史

中世 (日本考古学会会員)
柴辻 俊六 (早稲田大学教授)

近世 川鍋 定男 (近世歴史学者)

民俗 紙谷 威廣 (東京立正女子短期大学助教授)

動物 中川 雄三 (写真家)

地質 上杉 陽 (都留文科大学教授)

行政 権守 肇 (西桂町収入役)

以上の先生方を中心に町誌編さん作業が始まります。

平成六年度は、写真集を発刊いたします。

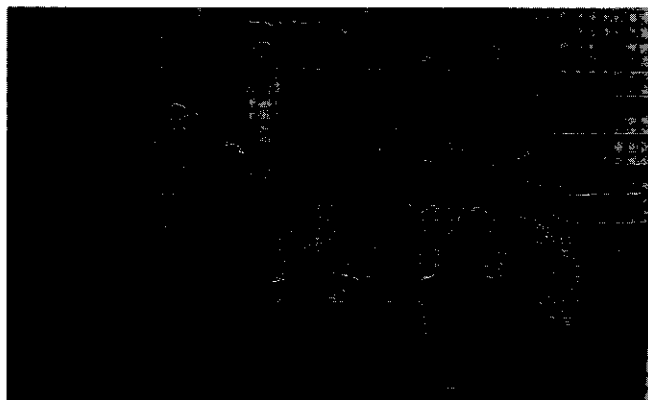
大勢のみなさまのご協力を得て、現在七百枚近くの写真を複写させていただきました。まだまだ多くの写真を集めて、明治から現在に至る移り変わりを目で確かめられる楽しい写真集を作成することを目標にしています。

古い写真、おもしろい写真、なんでもお持ちの方は教育委員会にお知らせ下さい。いままで御協力をいただいて複写した写真の中から一部を掲載させていただきます。

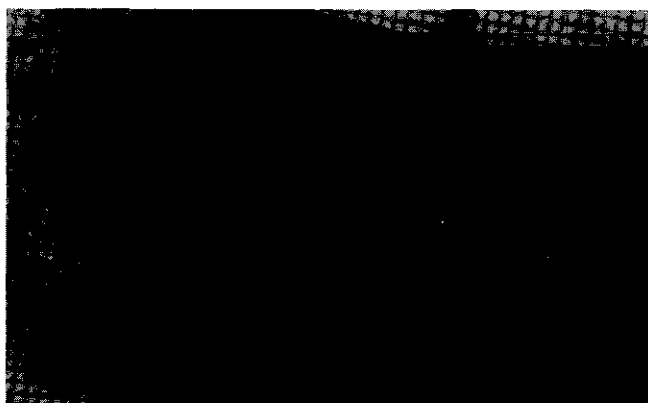
教育委員会 ☎ (25) 2941



明治23年頃
風俗



大正初期 風俗



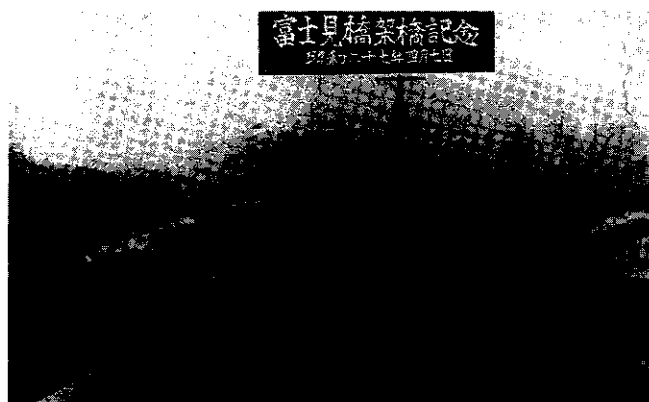
第二次大戦中 倉見公民館



昭和46年10月 西桂町婦人会 (読書グループ)



大正10年頃
風俗 (お稚児さん)



昭和27年4月7日 富士見橋架橋記念

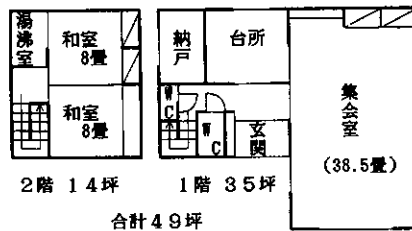
下暮地公民館新築工事竣工

平成五年十二月三日に着工した下暮地公民館は、総事業費二千三百二十万円で平成六年三月二十四日に完成しました。四月二日、五区長、町議会議員、下暮地公民館建設委員代表などの皆様のご臨席のもとに竣工式を行いました。これは平成五年度事業として、本町地区に次ぐものです。



新公民館は木造二階建てで床面積は百

六十二・三平方メートル、一階は集会室と厨房、トイレ、二階は小会議用の十畳、八畳の和室と厨房となっています。下暮地区では、新公民館の完成により、区の事業にもさらに積極的な活用が図られております。工事中は大変ご迷惑をおかけいたしました。



保育所入所式

去る四月五日（火）平成六年度入所児百三十三名の入所式が行なわれました。

年長児 三十九名

年中児 四十七名

年少児 三十九名

未満児 八名と各年齢の定数でスタートしました。当日最年少児一才二ヶ月の園児も元気に泣かずに参加しました。

未来を背負うこの子どもたちが健やかに育ち、地域の人々に好かれる感性豊かな社会の一員となれますことを願い、職員一同保育に励んでおります。



社会教育学級 合同閉級式 及び最終学級



三月二十四日に寿・婦人・家庭教育の三学級合同の閉級式が開催されました。つづいて一年間のしめくくりとして、山梨県文化財保護指導委員の大村和夫先生を講師に「栄光ある甲斐の武田氏」と題して最終学級が行なわれました。武田信玄公を中心とした武田家のお話しや、地域の歴史と祖先の苦勞などを学びました。三学級に参加されたみなさんご協力ありがとうございました。

東京電力からのお知らせ

あなたのお店は大丈夫ですか！
小型変圧器の
違反使用の勧誘
セールスにご注意！

最近、自動販売機を設置している商店等に『電気代が安くなるから』と甘い言葉でもちかけて、小型変圧器の違反使用の勧誘・セールスを行うケースが見受けられます。

これは二百ボルトの動力電源を百ボルトに下げて使用する場合で、電気事業法の規程にもとづき通商産業大臣の認可を受けた電気供給規程に違反します。

いったん、違反使用法の小型変圧器のリース契約あるいは購入契約を結びますと、解約は難しく、また、解約が出来たとしても取り外し費用がお客さま負担となる場合があります。くれぐれもご注意ください。

もし、こうした勧誘・セールスを受けましたら東京電力までご連絡ください。

連絡先

東京電力(株)富士吉田営業所営業課
☎ 0555 (22) 3116



仕事を求めている
女性のための

ヒューマニティキャンペーン
やまなし'94

5・8 世界赤十字デー蘇生法教室

内容 (1)蘇生法について

(2)実技

*気道確保 *人工呼吸

*心マッサージ

日時 平成6年5月8日(日)

○午前の部 午後10時～12時

○午後の部 午後1時30分～

3時30分

会場 小瀬スポーツ公園 体育館

主催 日本赤十字社山梨県支部

対象者 一般

費用 無料

問合先 電話かファックスで5月7日

(土)までに左記へお申込くだ

さい。

申込先 甲府市池田1丁目6番1号

日本赤十字社山梨県支部

TEL 0552(51)6711

FAX 0552(54)0351

講習案内

クッキングヘルパー

内容 午前 調理実習

午後 講義(栄養学・食品衛

生・その他)

日程 5月6日(金)から7月15日

(金)まで

毎週2日(木・金曜日)で合

計21日間

講習時間 午前9時30分～午後3時(昼

休み30分)

受講料 無料(ただし実習材料費と

して10,000円程度)

定員 20人

講習場所 富士吉田市上喜地コミュニティ

センター

ガイド販売のための

英会話初級

内容 外国人観光客に接するために

必要な英会話の習得

日程 5月11日(水)～6月15日

(水)21日間(毎週火・金曜

日)

講習時間 午前9時30分～午後3時30分

(昼休み60分)

受講料 無料

(ただし教材費は自己負担)

定員 20人

講習場所 県立勤労者福祉センター

申込・問合先 山梨県立婦人労働開発センター分室

富士吉田市上吉田965-4

TEL 0555(24)0754

能力開発講座

○仕事の教え方(管理監督者課程)

日程 5月9・10・11・12・13日

時間 午後6時～午後8時まで

定員 10人 受講料 1,000円

○人の扱い方(管理監督者課程)

日程 5月30・31日 6月1・2・3日

時間 午後6時～午後8時まで

定員 10人 受講料 1,000円

○第二種電気工事士筆記試験

準備講座

日程 5月9・10・12・13・16・17・19・

20・23・24・26・27・30・31日

6月2・3日の16日間

時間 午後6時～午後8時50分

定員 15人 受講料 4,000円

受付期間 各講座とも開講日の7日前ま

で、但し定員になれば締切ります。

問合先 県立都留能力開発センター

TEL 0554(43)8911

青年海外協力隊員募集

青年海外協力隊では、開発途上国の人々
のために自分の持っている技術や経験を
生かしてみたい、そうした意欲をお持ち
の方を募集しています。

応募資格 20歳以上39歳までの日本国籍

派遣期間 2年間

経費 青年海外協力隊事務局が負担

選考 一次選考(筆記)、二次選考(面接・

パートさんの雇用保険
への加入条件(時間数)が
変更になります!

従来、週所定労働時間22時間以上の方が
は雇用保険に加入していましたが、四月
一日より20時間以上30時間未満の方が短
時間被保険者、30時間以上の方が一般被
保険者となります。なお、雇用保険への加
入条件は左記のとおりですので新しく加
入できる方、区分変更の必要な方を雇っ
ている事業主は職業安定所に届け出てく
ださい。詳しくは各ハローワークまで。

大 月 0554(22) 2611

都 留 0554(43) 5141

富士吉田 0555(23) 0391

加入条件

①労働時間等が就業規則、雇入通知書

等に明確に決められていること

②一週間の所定労働時間が20時間以上

であること

③一年以上引き続き雇用されることが

見込まれること

④年収90万以上見込まれること

技術)を実施し、合格者を一定期研修し
た後、各国へ派遣

募集説明会

・4月26日(火)午後6時半～国際交流

センター

・5月11日(水)午後6時半～富士吉田

市民会館

・5月18日(水)午後6時半～国際交流

センター

問合先 国際課国際協力担当

西桂駐在さん紹介



3月24日付で小林高志巡查部長が交通機動隊より西桂駐在所勤務となりました。よろしくお願ひします。

善意

このたび富士五湖明るい社会づくり運動推進協議会より、小学校の新入学児童に、交通安全のための黄色い帽子80個が寄付されました。善意に心から感謝申し上げます。

西桂町出生祝金について

平成6年4月1日より、西桂町出生祝金制度を設けました。これは、西桂町に3ヶ月以上住所を有する者が、第3子以降の子供を出産した場合、10万円の一時金を支給する制度です。問合せ先 役場住民課

栄養推進
だより空也蒸し
カニあんかけ

材料 4人分
絹ごし豆腐 1丁
卵液 卵2ヶ

カニあん 100g
カニ缶詰 1C
だし 小さじ1/2
塩 小さじ1/5
しょうゆ 各小さじ1
みりん 各小さじ1
かつお粉 30g
グリーンピース 30g
わさび少量

- ①豆腐は水きりして4等分し、蒸し茶わんに入れて、蒸気の立った、蒸し器に並べ裏ごしを通した卵液をはる。ふたをずらしてかけ中火にして13分～15分蒸す。
- ②だしでカニを2～3分煮、調味してとろみをつけ、ピースを混ぜる。
- ③①に熱い②をかける。

人事異動

教育委員人事

郷田昌司氏が四月二日任期満了に伴い、引続き任命が同意されました。

西桂小・中学校教員異動

四月一日付次のとおり人事異動が行われました。退職、転出の先生には御苦勞さまでした。(敬称略)

西桂小学校

(退職) 教諭 杉本あつ子

(出) 旧任地

新任地

西桂小教諭 村上憲司・谷村第一小教諭

同 教諭 饒場公子・湯田小教諭

同 栄養職員 梅田美津子・吉田小栄養職員

同 事務職員 川村いづみ・明見中事務職員

(入) 新任地 旧任地

西桂小教諭 望月五月・東桂小教諭

同 教諭 大森明美・境川小教諭

同 栄養職員 尾上葉子・谷村第一小栄養職員

同 事務職員 梅谷圭子・宝小事務職員

西桂中学校

(出) 旧任地

新任地

西桂中教諭 折山三雄・東桂中教諭

同 教諭 赤尾 博・城南中教諭

役場異動

◇採用

住民課厚生係

総務課総務係

振興課下水道係

児童厚生員(YLO会館)

保育所保育母

福祉専門員

図書司書

ボランティアコーディネーター(社協)

◇派遣

山梨県市町村課(住民課厚生係)

◇退職

保育所保育母(臨時)

福祉専門員

図書司書

ボランティアコーディネーター(社協)

相澤 亮

小川 健

渡辺恵次

志村由美

奥秋みどり

志村美千代

勝俣明美

高尾典子

新田剛久

長沼はるみ

勝俣明美

宮下京子

川村久江

道路交通法の一部改正

平成六年五月十日施行

優良運転者は免許証の有効期間が五年に延長

優良運転者とは 継続して免許を受けている期間が五年以上で、過去五年間無違

反である者

経過措置 施行日から二年間継続して免許を受けている期間が八年以上で、過去三年間

無違反である者

対象者 平成六月十日以降が誕生日の者

年齢によって扱いが変わります。

七十歳未満……五年間

七十歳……四年間

七十一歳以上……三年間

優良運転者はゴールド免許証で一目瞭然となります

免許証上でも「優良」と表示され有効期間の表示欄を次の三色に色分けされます

優良運転者……金色

一般の運転者……薄青色(現行色)

新規免許取得者……若草色

違法駐車に対する車輪止め装置の導入

最高速度違反などの違反点数、反則金の変更

過積載に対する規制、罰則等の強化

詳細は都留警察署へお問い合わせください。

0554(45)0110

加者を募集します

氣功教室開催

氣功は、中国四千年の歴史をもつ伝統的な保健養生（健康長寿）のための訓練方法です。氣功をすることにより、もともと備わっている自然治癒力（病気を治す力）が強くなります。そして、健康な人は、ますます健康になり病気にかけにくくなります。

また、次のような状態に効果があります。

- ◆蓄積された疲れがとれてくる。
- ◆精神的な不快感や苦痛を緩和する。
- ◆イライラがとれ気分が穏やかになる。
- ◆集中力がつき能率が上がる。
- ◆弱まった自然治癒力が高まる。
- ◆身体各部の痛み・凝りなどが軽くなる。

このほか自立神経失調症・不定愁訴・ストレスにも強くなります。健康づくりのために氣功と一緒に始めてみませんか。

日 時 平成6年5月11日～7月 毎週水曜日 午後5時～6時

場 所 西桂町YLO会館 2階児童館

内 容 氣功の実技練習とそのお話

講 師 山角病院精神科医 東洋医学担当 望月阿南先生

対象者 西桂町一般住民

主 催 西桂町保健衛生・国民健康保険・西桂町教育委員会

参加希望者は、平成6年4月28日までに役場保健衛生までに☎(25) 2121でお申し込み下さい。

申し込み者は、5月11日より行いますので運動のできる支度で参加下さい。

5月

婦人のがん検診 強調月間

婦人のがん（子宮がん、乳がん）を年1回の検診で、早期発見、早期治療で予防しましょう。

まだ一度も検診を受けたことのない女性（30才以上）の人は、この機会に検診を受けましょう。

〔申し込み〕

| 申し込み時期 | 申し込み方法 |
|----------------|---|
| 随 時 | 役場窓口で受付けています。 |
| 5月・11月
強調月間 | 愛育会の方が各家庭をうかがい申し込みを受けます。愛育会のない地区は役場窓口へ申し込んで下さい。 |

5月日程表

| 期日 | 行 事 | 場 所 | 時 間 | 対 象 者 |
|----|----------|-------|---------------|----------------------|
| 11 | 水機能訓練 | YLO会館 | AM9:30～ | |
| 11 | 水気功教室 | YLO会館 | PM5:00～6:00 | |
| 13 | 金ポリオ | 役場2階 | 受付PM1:00～1:30 | ①H5/8～6/1
②H5/2～7 |
| 18 | 水気功教室 | YLO会館 | PM5:00～6:00 | |
| 19 | 木健康相談 | YLO会館 | 午前中 | |
| 20 | 金3才児健診 | 役場2階 | PM1:30～ | H2/11～3/2 |
| 24 | 火機能訓練 | YLO会館 | AM9:30～ | |
| 25 | 水気功教室 | YLO会館 | PM5:00～6:00 | |
| 27 | 金三種混合 | 役場2階 | 受付PM1:00～1:30 | H3/9～4/3 |
| 27 | 金乳児健診 | 役場2階 | PM1:30～ | 5/7・10・6/1 |
| 30 | 月第1回歩こう会 | 河口湖畔 | AM9:00 | |

“ウォーキング心とからだ リフレッシュ事業”について

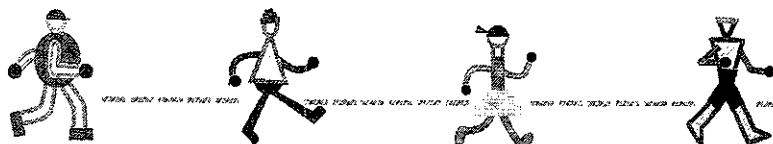
“健康への道は一步から”いつでも誰でもムリなく続けられるウォーキングがいま見直されています。一日の目標歩数は一万歩といわれています。さて、あなたは、どのくらい歩いているか知っていますか？西桂町では、町民の皆さんに万歩計を利用



して歩数をつけてもらうことにより、自分の活動レベルや運動量を知っていただき、健康を維持増進していただくために、日常生活の中に歩くことを習慣化させることをお勧めいたします。各個人においては、一日の目標歩数・歩く速さ・歩く楽しさをみつけて下さい。

これからの事業予定

- 6 月 ①歩き録パンフレットの配布（事業の説明含む）
②希望者に万歩計1/2補助 1ヶ1,000円自己負担
- 7月～2月 各個人歩いて“歩き録”に記録する。
- 3 月 各個人が記録したものを持参し役場保健衛生係に自己申告記念品と新しい“歩き録”を進呈致します。



第 1 回 西 桂 町 歩 っ 会

人々とのふれあい、自然や歴史との対話、心と身体健康づくりのために今年度も西桂町歩こう会を開催します。今回は、河口湖畔です。多数の参加をおまちしております。

日 時 5月30日（月）雨天決行

場 所 河口湖畔（大石方面）

講 師 前教育長 前田巳智男氏

集合場所 西桂町役場

出発時間 午前9時

持 ち 物 弁当・水筒・雨具

☆参加希望者は、5月20日までに役場保健衛生係へご連絡ください。

☆なお、歩こう会に参加するために日頃より歩いて下さい。

* おめでた・おくやみ

おめでた（誕生）

| | | |
|-------|-----|----|
| 倉見 | 父 | |
| 遠藤 慧子 | 光 博 | 二男 |
| 渡邊 笑子 | 喜四郎 | 三女 |
| 高部 重男 | 正 雄 | 二男 |
| 柿園 | | |
| 渡邊 莉央 | 功 | 長女 |
| 下暮地 | | |
| 宮本 彩奈 | 誠喜知 | 長女 |
| 渡邊 美香 | 壽 二 | 長女 |

おしあわせに（結婚）

| | |
|-------|-------|
| 重田 克也 | 本 町 |
| 渡邊 郁美 | 富士吉田市 |
| 長坂 栄治 | 下暮地 |
| 萱沼 弘栄 | 下暮地 |

おくやみ（死亡）

届出人

加藤 次郎・朗・上町

おいらが大将



小川貴史くん（1歳10ヶ月）
祐貴くん（7ヶ月）
勝・奈保美さん 長男・二男



渡部結衣ちゃん（2歳10ヶ月）
修・文代さん 長女

三ツ峠 歩け歩け運動

5月15日(日)



昨年、県の大型観光キャンペーン協賛ということで、新緑の季節に行い好評を得ました、三ツ峠歩け歩け運動を、今年も若葉の映える5月15日の日曜日に実施いたします。今年も例年同様、参加賞等の配付、豚汁サービス等を行う予定ですのでご家族そろって参加してみませんか。

なお、今年は三ツ峠駅前での開会式をいたしませんので、朝の花火を合図に、ご自由にご参加下さい。

国民健康保険税の納付月が変わります

平成6年度から国民健康保険税を納める月が次のように変わります。毎年第一回目の納税通知は5月にお届けしていましたが、今年から7月になりますのでご承知ください。

| | 平成5年度まで→平成6年度から |
|-----|-----------------|
| 第1期 | 5月 → 7月 |
| 第2期 | 7月 → 8月 |
| 第3期 | 9月 → 9月 |
| 第4期 | 11月 → 11月 |
| 第5期 | 1月 → 1月 |
| 第6期 | 3月 → 2月 |

これまで毎年5月に暫定計算で第1期分を課税していましたが、平成6年度からこの方式を廃止することに伴う変更です。

※この変更で納税者のみなさまに影響することは特にありませんが、納税組合に加入している世帯など、納税用に預金をしている世帯では残高調整等に気をつけてください。

あしがき

春眠暁を憶えぬこのごろ、眠気を追い払いながら通勤をしています。

今年の桜は去年と比べると遅い開花でしたが、咲いているのを見るのはいいものです。日本人だなーと思います。

春になると何かに挑戦しようという意欲が湧き、決意します。ところがこの決意がついつい陽気に誘われ三日坊主になってしまうことが多いのです。継続することの大切さを感じます。

広報は毎月発行されますがマンネリズムに陥らないよう気分を新たに今年度もがんばります。

人口世帯

平成6年4月1日現在

| | |
|----|---------|
| 男 | 2,363人 |
| 女 | 2,483人 |
| 合計 | 4,846人 |
| 世帯 | 1,326世帯 |

たばこは
町内で買い
ましょう

毎月1日は清掃の日です

早朝家の回りを清掃しましょう

納税

| | |
|----|----------|
| 4月 | 軽自動車税 |
| 5月 | 固定資産税 1期 |